事務所通信　No.295　　令和２年５月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

‥ 新型コロナウイルスに社員が感染 ‥ 取引先への情報提供等については本人の同意は必要か？

■新型コロナウイルスの拡大防止のための企業の対応について、個人情報保護法相談ダイヤルに多く寄せられている質問に関する回答が、個人情報保護委員会から公表されました。



どの企業にも起こり得る事例が取り上げられていますので確認しておきましょう。

問１．社員に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者が出た。社内公表する場合の注意点は何か？



答）　ご指摘のケースについて、同一事業所内での個人データの提供は「第三者提供」に該当しないため、社内で個人データを共有する場合には、本人の同意は必要ない。

また、仮にそれが当初特定した利用の範囲を超えていたとしても、当該事業所内での二次感染防止や事業活動の継続のために必要がある場合には、本人の同意を得る必要はない。



問２．社員が新型コロナウイルスに感染し、当該社員が接触したと考えられる取引先にその旨情報提供することを考えている。社員本人の同意をとることが困難なのだが、提供することはできるか？

答）　当該社員の個人データを取引先に提供する場合、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、取引先での二次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合には、本人の同意は必要ない。

★企業がデータベース化するなどして保有している社員の個人情報（個人データ）について、本人の同意なき目的外利用や第三者提供は、原則として禁止されています。しかし、左記のＱ＆Ａの事例は、接触者やその周りにいる方の人命にかかわる問題ですから、例外が認められるといったところです。



社員のプライベートに配慮しつつ、感染防止のために必要な情報は、提供、公表すべきということになります。

なお、そのような際に、感染者等に対するいじめや嫌がらせが行われることのないように留意すべきことを、社員に周知・啓発するなどの対応も必要となります。



‥ 労働保険年度更新 ‥

■労働保険料は、年に一度その年度の見込み給与を基に雇用保険料と労災保険料を算定・申告し会社がまとめて前払いします。これを「労働保険の年度更新」と呼びます。年度更新の際にまとめて支払った労働保険料を月単位で従業員の給料から徴収していく形となります。（注：雇用保険料の高年齢者の免除制度は廃止となりました）

▲雇用保険の手続きや年度更新を労働保険事務組合に委託されている事業所の、労働保険料口座振替日は下記のとおりです。



第１期・・・　令和２年６月２６日
第２期・・・　令和２年１１月２日
第３期・・・　令和３年　２月１日

※　集金の事業所については別途通知します。

▲労働保険事務組合に委託されていない事業所の労働保険料申告・納付期限は７月１０日です。申告書は５月末頃に労働局より発送されます。

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/齊藤賢二 ＊ P3.4/篠田昇 ］

‥厚生年金保険料等の猶予制度‥

１．換価の猶予

▲厚生年金保険料等を一時に納付することにより事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料の等の納期限からか６ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

※【換価】‥国や地方公共団体が滞納者の財産を差し押さえ債権の現金化をはかる手続

２．納付の猶予

▲次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して、地方局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。



１）財産について災害を受けまたは盗難にあったこと

２）事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと

３）事業を廃止し、または休止したこと

４）事業について著しい損失を受けたこと

３．「換価の猶予」または「納付の猶予」が認められると

１）猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。

２）財産の差し押さえや換価(売却等の現金化)が猶予されます。

２）猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

■猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

※健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

‥ 高卒求人選考スケジュール ‥

１）６月１日：ハローワークによる求人申込書の受付開始
　　↓
２）７月１日：企業による学校への求人申込及び学校訪問開始
　　↓
３）９月５日：学校から企業への生徒の応募書類提出開始（沖縄県は８月30日）
　　↓
４）９月16日：企業による選考開始及び採用内定開始

※　高校生を対象とした求人では、ハローワークにおいて求人内容を確認したのち発行した求人票を受け取り、学校へ提出します。

※　新型コロナウイルスの影響で求人申込説明会を中止し申込書を郵送する地域が増えています。管轄のハローワークを確認しましょう。



‥　新人スタッフのご紹介　‥

■４月に入所しました**東山芙佐子**と申します。

▲前職では金融の部門に勤務しており、融資業務に携わっておりました。今回ご縁があり、以前より関心のあった労務の専門的な知識を身に付けたいと思い、こちらに入所させていただくことになりました。

▲趣味は美味しい食べ物とお酒を飲むことなので新発田近郊のお店を開拓することを楽しみにしております。大変な日々が続きますが、今般の事態を無事乗り越え、地域に活気が戻るよう願うばかりです。



▲今までに経験のない職種のため、不慣れな点も多々ありご迷惑をおかけすると思いますが、１日も早く皆様のお役に立てるよう日々精進して参りますので、何卒よろしくお願い致します。



■ お知らせとお願い ■

弊所では、新型コロナウイルス感染防止対策として下記のことを実施しています。

◎弊所及び職員は・・・

1. 出勤前に体温を測定し、37.3℃未満の者が勤務しています。
2. 味覚・臭覚に異常を感じる、風邪の症状がある、感染の疑いがある人と濃厚接触した等、新型コロナウイルス感染に不安がある者は出勤しません。（自宅待機）
3. マスクを着用して勤務しています。
4. 事務所に入る際、手洗い、うがいを励行しています。
5. 毎朝、人の手が触れる場所、玄関マット等を次亜塩素酸ナトリウム水等で消毒しています。
6. 「密閉」「密集」「密接」を公私ともに避けることを心がけています。
7. 「密閉」を避けるため、1時間に1回以上、事務室の換気を行っています。
8. 「密集」を避けるため、交替でテレワークを実施しています。
9. 「密接」を避けるため、不要不急の訪問を控えさせて頂いております。
10. ご来所の際のお茶の接待は、マスクを外す等のリスクを考え、当分の間控えさせて頂きます。また、お伺いした際のお茶のお気遣いもご不要です。

●ご来訪者様へ・・・恐れ入りますが・・・

1. 電話、ファックス、メール等でお知らせ頂ければ、ご来所頂かなくても最善の方法で対応しますのでご安心下さい。
2. 入り口にあるアルコール等で手の消毒を行ってからご入室下さい。
3. マスク着用のまま対応させて頂きますことをお許し下さい。

共に、この困難を乗り切りましょう!!

★「雇用調整助成金」相談随時

新型コロナウイルスにより事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時休業等により労働者の雇用の維持を図った場合の「雇用調整助成金」制度の特例措置の拡大がなされました。

【特例拡大概要】

（**４月１日から６月30日**までの間、**全国**に適用）

○事業活動の縮小規模／前年同月比５％以上減
○雇用保険被保険者以外の労働者も対象
○助成率／中小：4/5　大企業：2/3
（解雇しない場合／中小：9/10　大企業：3/4）
○計画届の事後申請可／1月24日～6月30日まで
※但し、初回申請分のみ。
○新入社員も対象（被保険者期間要件撤廃）
○短時間休業要件緩和（部署・部門等単位で可）
○休業規模要件緩和／中小：1/40　大企業：1/30
○残業相殺を停止
◎詳細は、厚労省ガイドブックをご覧下さい。

★ご不明な点は、お問い合わせ下さい。
◎共に、この危機を乗り越えましょう！！

当分の間、ミニミニ・セミナーは中止します。

■ 絵手紙通信



事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (295号)

■ 緊急事態宣言 (R2.4.7)

▲新型コロナウイルスの猛威が止まらず、ここに来て漸く７都府県を対象に緊急事態宣言が発令される事態となった。

▲まだクルーズ船以外の国内感染者が少数だったとはいえ、２月下旬にネパールに行って来た者が言うのも憚られるが、経済も国民の自由も命あっての物種とあらば遅きに失した感がある。

▲一度重症化したら薬はほとんど効果なく、本人の抵抗力と運に頼る他ないといい、特に高齢者、心臓病、糖尿病等の基礎疾患を持つ者は死亡の確率が高くなるとの国立感染症研究所が裏付けるように、70歳、ヘビースモーカー、酒豪だったという「志村けん」の訃報に衝撃が走った。

▲何せ私自身が、四捨五入どころか七捨八入で70歳、心臓で一級障がい者、糖尿病、その上、昔の喫煙が原因で肺年齢84歳、晩酌は止められない状況に、明日は我が身と身構えた。

▲人生を振り返って、経済の混乱はオイルショック、バブル崩壊、リーマンショック、3.11東北大震災等を経験し、命の危機は、冬の阿弥陀岳の滑落、春の中央アルプス縦走で疲労困憊凍死寸前、秋の前穂高岳岩稜で足の痙攣に見舞われてあわやの転落を思い出すが、今回のコロナ騒動の、ジワリ、ジワリと忍び寄り、先が見通せないことの不気味さに、「この桜　幾度観れるか　志村逝く」と詠んだ。

▲とは言え、人類は多くの困難を克服して今があり、日本も僅か75年前の敗戦の大混乱を乗り越えて来た事実がある。今は、コロナに打ち勝つため最善を尽くし、終息後に備えなければならない。

■ 不要不急 (R2.4.8)

▲遂に、「新発田保健所管内、30代女性会社員」の新型コロナ感染が県から発表された。ただ現段階では、本人の了解が得られず管轄する三市一町が特定されないことが不気味さを増す。折しも、今日は新発田市の小学校の入学式である。

▲事務所では、「密閉・密集・密接」の３密を避けることは勿論、一早くマスクを着用し、出勤前の体温が37.3℃以上のときは自宅待機、外から帰った時には手洗いとウガイの励行、定期的に部屋の換気を心がけ、朝の清掃時には手を触れる場所に次亜塩素酸水をスプレーで吹きかけている。その上に、ITに強い職員にはテレワークの模索を、今朝には「不要不急の外出」を極力避けることの指令を出したばかりだった。

▲「不要不急」の判断基準・・・小池東京都知事の記者会見の言葉を借りれば、「今日この時間に必ず出ていかなければいけないのか否か、別の日に変えられることができるのかどうか」。当所では「今日、必ず出ていかなければいけないのか否か、別の日、別の方法に変えられることができるのかどうか」だろうか。

▲「自分が感染しない」「他人様（ひとさま）にうつさない」を同時に意識しなければならない。そして国が、行政が、会社が・・・誰かが具体例を上げなければ判断出来ないのではなく、感染拡大防止という明確な目標を心に、自ら判断しこれを確実に実行で出来る人間が「大人」である。

▲会社の理念・目標を理解し、その達成のために社員一人一人が自ら如何なる行動を取るべきかを的確に判断し実行する・・・「働き方改革」の鍵を握る「生産性向上」に通ずるものがある。